

長野県人権政策推進基本方針における人権施策等

第4章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政 【P1】

- ・人権の視点に立って制度・施策を企画・実行
- ・職員の資質向上と人権意識の高揚

2 人権教育・啓発 【P1～5】

- (1) 学校における人権教育
- (2) 社会における人権教育・啓発
 - ・家庭・地域における人権教育の充実・支援
 - ・企業・職場における自主的な取組の支援

(3) 人権啓発センターによる啓発

(4) 効果的な啓発

(5) 人権に関わりの深い職業従事者に対する研修

(6) 国・市町村、県民、関係団体との連携・協働

(7) 人権教育・啓発に関する情報提供

3 人権相談・支援 【P6】

- (1) 総合相談体制の整備
- (2) 国、市町村、関係機関との連携
- (3) 相談窓口等の周知広報

第5章 分野別施策の方向性

1 同和問題 【P6～8】

- (1) 実効性のある相談体制の構築
- (2) 多様な手法による教育・啓発
- (3) 課題解決に向けた施策の推進

2 外国人 【P8～9】

- (1) 多文化共生のための教育・啓発
- (2) 外国人に対する生活相談・支援
- (3) 教育環境の整備

3 女性 【P10～14】

- (1) 男女共同参画社会づくりに向けた啓発
- (2) 行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画
- (3) 多様な活動や働き方が実現できる環境づくり
- (4) あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり

4 子ども 【P15～18】

- (1) 子どもの人権の啓発
- (2) 人権に配慮した学校教育の推進
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 児童虐待の防止等子どもの安全確保

5 高齢者 【P18～19】

- (1) 高齢者の人権を尊重する意識の醸成
- (2) 高齢者の生きがいづくり
- (3) 高齢者が安心して生活できる環境づくり
- (4) 高齢者の権利擁護

6 障がい者 【P20～24】

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 障がい者の就労促進
- (3) 障がい者の権利擁護の推進
- (4) 安心して生活できる地域づくり

7 HIV感染者・ハンセン病元患者等 【P24～25】

- (1) 正しい知識の普及啓発
- (2) 検査・医療体制の充実

8 犯罪被害者等 【P25～26】

- (1) 犯罪被害者等に対する理解の促進
- (2) 関係機関・団体の連携
- (3) 適時適切な犯罪被害者等への支援

9 中国帰国者等 【P26】

- (1) 市町村による取組の支援
- (2) 生活支援の実施

10 様々な人権課題 【P26～28】

- (1) アイヌの人々
- (2) 刑を終えて出所した人
- (3) 性的指向及び性同一性障がい
- (4) ホームレス
- (5) 北朝鮮当局による人権侵害

11 インターネットによる人権侵害 【P28】

- (1) 学校・社会における教育・啓発
- (2) サイバー犯罪への適切な対応

第6章 推進体制

1 推進体制と役割 【P28～29】

- ・全庁的な推進組織による総合的な人権施策の推進
- ・国・市町村の役割と連携
- ・企業・地域、教育機関、市民団体・NPOの役割と協働

2 評価体制 【P29】

- ・政策評価制度による点検・評価、人権政策審議会からの意見による施策の見直し